

# ジェンダーに敏感な視点に立った 小学校社会科授業構築の試み

関 友 里・齋 藤 周

## **An essay to develop a gender-sensitive lesson in elementary social studies**

Yuri SEKI and Madoka SAITO



# ジェンダーに敏感な視点に立った 小学校社会科授業構築の試み

関 友里<sup>1)</sup>・斎藤 周<sup>2)</sup>

1) 太田市立生品小学校

2) 群馬大学教育学部社会科教育講座

(2018年9月26日受理)

## An essay to develop a gender-sensitive lesson in elementary social studies

Yuri SEKI<sup>1)</sup> and Madoka SAITO<sup>2)</sup>

1) Ikushina Elementary School, Ota City

2) Department of Social Studies, Faculty of Education, Gunma University

(Accepted on September 26th, 2018)

### はじめに

日本の学校教育は男女平等になっている、と考える人は多い。内閣府による「男女共同参画社会に関する世論調査」(2016年9月実施)の冒頭に、様々な分野について男女の地位は平等になっていると思うかを訊いた質問がある。その回答をみると、「学校教育の場」について平等になっていると回答した者の比率が66.4%であり、最も高くなっている。他の分野については、平等になっていると思う回答者が「家庭生活」で47.4%、「自治会やPTAなどの地域活動の場」で47.2%、「法律や制度の上」で40.8%、「職場」で29.7%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で21.8%、「政治の場」で18.9%であり、いずれも半数に満たない。

世界経済フォーラムが毎年発表しているジェンダー・ギャップ指数の最新のデータ(2017年)をみると、日本の平等度(男女格差の少なさ)は144か国中の114位である。この順位の低さには、議員や管理職の中の女性の比率が低いことが大きく影響

しているものであり、このことは、上記の世論調査で「政治の場」や「職場」について平等になっていると回答した者の少なさに対応している。

もっとも教育面に限定しての平等度の順位も74位であり、決して高くない。教育に関する要素のうちでは、識字率、初等教育、中等教育の3項目については男女の格差はないが、高等教育では101位となっている。

高等教育について、文部科学省の学校基本調査(2018年)で示されている学生数から女性比率を計算してみると、学部では45.1%であるのに対し、大学院では修士課程で31.3%、博士課程で33.6%、専門職学位課程で32.7%と低くなっている。

では、日本の初等・中等教育においては男女が平等になっていると考えていいかというところではない。ジェンダー・ギャップ指数の算出に用いられている初等・中等・高等教育のデータは就学率の男女差であり、教育の内容まではみていないという限界がある。

もちろん、小中学校の就学率は男女ともほぼ

100%である。また、女性差別撤廃条約の批准（1985年）を受けて1989年の学習指導要領の改訂（実施は中学校が1993年度から、高校が1994年度から）によって中学校の技術・家庭科と高校の家庭科が男女共修となってからは、学習指導要領上の男女別扱いもなくなっている。

だが、学校には「隠れたカリキュラム」が残されている。例を挙げてみよう。次表からは、教諭中の女性比率が校種によって大きく異なること、幼稚園・こども園以外では校長の大部分は男性であることがわかる。学校はこのような職員構成を通して、「小さい子どもの世話は女の仕事であり、年長の子どもの指導や校長は男の仕事である」というメッセージを、日々子どもたちに送っているのである。

教員（本務者）中の女性比率（%）

	教諭	校長
幼稚園	97.5	60.0
幼保連携型認定こども園	96.9	61.0
小学校	64.2	19.6
中学校	43.6	6.7
高等学校	31.1	8.1
特別支援学校	62.0	22.8
(参考) 保育所	保育士	93.5

出典：学校基本調査（文部科学省、2018年度、速報）の数値を元に算出した。保育士については、賃金構造基本統計調査（厚生労働省、2017年、一般労働者）の数値を元に算出した。

そもそも、高等教育の就学率における男女の格差が初等・中等教育と無縁だとは考えにくい。そして、「政治の場」や「職場」における男女の格差も、初等・中等教育を含む学校教育と相互に影響を与えあいながら、日本社会の男女格差を作り出しているともみべきなのではないだろうか。

こう考えると、学校教育の場において男女の地位が平等になっているという回答者が世論調査において3分の2を占めているとしても、今の日本の初等・中等教育において男女平等が実現できているとは言えない。

各個人が自らの生き方を自分で決めることができないようであれば、その社会は人権が保障されてい

る社会とは言いがたい。「政治の場」や「職場」に著しい男女格差が残存する日本社会は性別によって生き方が制約される社会であり、性別にかかわらず生き方を自己決定できるように社会のしくみが変革されなければならない。

子どもたちは人権主体であり、社会の担い手となっていく存在である。そのような存在として子どもたちが成長していく上で、学校教育においては、社会科が果たすべき役割はたいへん大きい。社会科は、学習指導要領（2017年告示の小学校学習指導要領・中学校学習指導要領）の表現を借りれば、「公民としての資質・能力の基礎を……育成することを目指す」教科だからである。

本稿は、性別によって生き方を制約されがちな日本社会に生きている子どもたちが、そのような制約を乗り越えて生き方を自己決定できる力を獲得することを目指して、それに相応しい小学校社会科の授業の構築を試みるものである。

## 1 小学校教育における男女平等教育の実践例

今日、学校教育において、多様な男女平等教育の授業実践が行われ、あるいは提案されている。各種の文献や教育委員会等のウェブサイトを通じて小学生を対象とする授業例（指導案等）を探索したところ、100件ほど集めることができた（中学生を対象とする授業であっても、小学生を対象として実施することが可能と思われるものを含む）。これを教科領域ごとに分類すると、特別活動（学級活動）46%、道徳21%、家庭14%、社会6%、その他（生活、体育、図画工作、不明）13%となる。以下では、教科領域ごとに特徴を分析する。

その際、いくつかの公表されている授業例（指導案）を取り上げ、より有効な授業とするために留意が必要と筆者らが考える事項を述べることにしたい。その目的は、当該授業案を実践に移す場合に限らず、広くジェンダーに敏感な視点に立った教育活動を実践する上で役立つと思われる方法を提示することにある。したがって、45分間の授業の中にそれらの

留意点をすべて組み込むことは不可能な場合もあることを、予めお断りしておきたい。

### (1) 特別活動（学級活動）

特別活動（学級活動）として提案ないし紹介されている授業例はたくさんあり、内容は多岐にわたっている。授業内容が社会科や家庭科などの教科に近いものも多くみられ、取り上げている内容については特別活動ならではの特徴は見出しにくい。

家庭科に近い例を挙げると、①「調べてみようコマーシャル！」——家庭内での固定的な性別役割分業を反映したテレビコマーシャルを題材にして、そこに含まれている性別役割分業のおかしさに気づかせるとともに、メディアリテラシーを育てようというもの<sup>1)</sup>、②「どっちがするの？どっちがいいの？」——様々な家事・仕事・スポーツについて「おとこがすること」「おんながすること」「どちらもすること」のどれかを考えさせ、男でも女でもできることに気づかせようというもの<sup>2)</sup>などがある。

一方、社会科に近いものとして、③「男女の役割分担意識にとらわれずに働く人」——働く女性（植木職人、市バス運転手など）・働く男性（看護師、保育士）の写真を見せて読み取れることや想像できることを交流しあうもの<sup>3)</sup>などがある。

上記の②は、小学校低学年対象の授業例である。低学年では家庭科の授業として実施することができないが、特別活動であればどの学年でも実施できる。この授業例は、特別活動のこの利点を活かしている。③においては、「第4学年社会科ではくらしを守るための仕事について学習することになっており、関連した学習が考えられる」との説明が加えられていて、社会科と結びつけての学習を展開する可能性が示されている。以上の2例からわかるのは、特別活動（学級活動）の時間の自由度の高さが、様々な実践を可能にしているということである。

### (2) 道徳

道徳の授業例は、男女の協力を主眼を置いているものと、自分らしさやその子の個性を認めていくことに主眼を置いているものとに大別できる。

道徳においては、他者との協力（家庭での協力、学級・学校での協力）や他者への奉仕が強調される傾向にある。その道徳の授業で男女平等教育を行う場合に男女の協力を主眼を置くならば、人権の観点の後景に退き、自己犠牲が推奨される可能性がある。人権の観点が軽視されれば、男女平等教育は成り立たない。

### ●授業例「こんなとき、どう言う？」

授業例に即して考えてみよう。「こんなとき、どう言う？—自分も相手も大切に—」という男女の協力を主眼を置く授業例がある<sup>4)</sup>。この授業は、1)「今までに友だち達に何か頼まれたとき、断わりたかったが、うまく断れなかった経験」を発表しあう、2) 資料の場面1を読んで自分がAさんならどう言うか書いて発表する、3) 参考資料を読む、4) 資料の場面2を読んで自分がDさんならどう言うか参考資料の3タイプ別に書いて発表する、5) 授業の感想を発表する、という構成である。

#### 場面1

Aさん「私の将来の夢は、医者になることです。それには、大学に進学する必要があります。だから大学に進学したいです。」

Aさんの親「お兄ちゃんは大学に行っただけ、あなたは女の子なんだから、大学に進学しないでいいです。医者になんかならなくていいのよ。」

#### 参考資料

「人間関係における3つのタイプの言動」

- ①自分の気持ちは大切にすが、相手の気持ちは大切にしない言動
- ②自分の気持ちは後まわしにして、相手の気持ちを優先した言動
- ③自分の気持ちも、相手の気持ちも大切にしたい言動

#### 場面2

Dさん「ただいま。今日、会議が長びいて、少し遅くなっちゃったわ。」

Dさんの夫「おかえり。Dさんの仕事、やりがいがあって楽しそうだね。でも、女性は家にいて家事と子育てをするもんだよ。僕の給料だけでも生活はできるから、Dさんは家について働かなくていいよ。あー、おなかすいた。ごはんにしてよ。」

2) での指導上の留意点には「[女の子だからあきらめる]という不合理に気づかせる」「不合理な考えに負けずに言える力をつけさせる」とあり、いずれも重要であり留意すべきであることに同意できる。また、4) での指導上の留意点にも「男女共に、生活的、精神的、経済的に自立することの大切さに気づかせる」「働くことは、お金を稼ぐことだけが目的ではないことに気づかせる」とあり、こちらも同意できる。

しかしながら、3) での指導上の留意点として示されている「③のタイプを理想とさせる」ことには同意できない。Aさんの親の言動はAさんが怒って当然の内容であり、Dさんの夫の言動も同じである。それは、Aさんの親もDさんの夫も「相手の気持ちは大切にしない言動」をしているからである。これらの場面でAさんとDさん（どちらも社会的には相手より立場の弱い方である）に③のタイプ＝「自分の気持ちも、相手の気持ちも大切にしたい言動」を求めるのは、不可能を強いるものであり、適切ではない。

また、子どもが社会のジェンダー・バイアスに影響されている場合、自分がDさんと同じ立場にたったときにどうするかを考えるだけでは、「疲れているが仕方ない、やるか」や「夫のためだからがんばろう」などといった考えを持ち、それをもって「自分の気持ちも、相手の気持ちも大切にしたい言動」と捉えるという程度で子どもの認識は止まってしまう恐れがある。話し合い等を通じて、認識を深めることができるよう工夫する必要があるだろう。

なお、この授業例に限らないが、「男女の」協力というとき、男女の二分論が前提になりがちであることにも注意が必要である。二分論に立つと、セクシュアル・マイノリティが視野から外れてしまうし、

性別特性論というジェンダー・バイアスから抜け出すことが困難になるという問題もある。相手の性別にかかわらず、相手を個として（すなわち、いずれかの性別の一員としてではなく）尊重し、相手と協力すべきときは協力する、という視点が必要である。

### ●授業例「男らしく」「女らしく」って？」

次に、自分らしさやその子の個性を認めていくことに主眼を置いている授業を検討する。その一例として、「男らしく」「女らしく」って？」という授業例<sup>9)</sup>を取り上げる。

この授業は小学校中学年での道徳の授業であり、次のような構成となっている。1) 「男でしょ。」「女のくせに。」などと言われた経験を子どもたちが出し合い、ワークシートにその経験と「そのとき、どんなことを思ったのか」を書く。2) 「男らしく」「女らしく」について考えよう」という学習課題を設定する。3) あるクラスの帰りの会でのやりとりを描いた「カマキリ」という教材文を教師が読み、子どもは「おかしいな、変だな。」「そのとおりだ。」などと心を動かされたところに線を引く。4) 登場人物の発言・心情について教師が子どもとやりとりしながら黒板にまとめていき、「男でしょ……、女のくせに……。」といった既存概念について気付かせる。5) 教師が子どもに「変だ。」「許せない。」と思うところはどこかと発問し、既存概念にひそむ「決めつけ」のおかしさについてまとめていく。6) 子どもが登場人物（自分が共感した人、自分が意見を言いたい人）に手紙を書く。

#### 教材文「カマキリ」

「きゅうしょくのあと、水道のところにカマキリがいたのに、たかしさんは外ににがしてくれませんでした。男の子だからたのんだのに。」

と、帰りの会で、さちよさんは言いました。それに対して、

「ぼくにたのまなくてもいいでしょ。」

と言ったのが、たかしさんです。たかしさんの友だち、じゅんさんも、



「そうだよ。さちよさんが自分でとればいいんだよ。」

と言いました。そこで、先生が、「ちょっと待って。みんなもいっしょに考えてくれないかな。水道のところのカマキリ、だれがにがしたらいいんだろう。」

と聞きました。

さちよ「もちろん、気がついた人がとればいいんだけど、わたしはいやです。」

じゅん「それは、みんないやだよ。たかしだって。」

りえ「やっぱり、男の子がとればいいと思います。だって、男の子は虫のすきな人が多いから。」

たかし「ぼく、きらいだもん。」

ゆうじ「でも、男の子はゆうきがないとだめだって、いつもお父さんが言います。だから、たかしくんもゆうきを出せば、カマキリにさわれたと思います。」

たかし「そんなこと言ったって。」

みき「わたしは、小さいころから虫がすきで、いつもいろんな虫をかっています。カエルやトカゲをさわっても平気です。でも、この前、トカゲを持っていたら、ある男の子から、『すげえ、男みたいだ。』と言われて、とてもいやでした。」

ゆうじ「やっぱりすげえ。」

みきさんは、生き物をとても大事にしているやさしい人なのです。それをからかうゆうじさんに、さちよさんははらが立って言いました。

さちよ「虫は男の子のものとはかぎらないので、虫にさわれる女の子がいてもおかしくないよ。」

ゆうじ「そうかなあ。女の子がこわがるのはわかるけど、男の子は強くないといけないから、こわがるのはへんだよ。」

みき「女の子はこわがるってきめないで。私は、強い女の子がいても、虫をこわがる男の子がいてもおかしくないと思います。」

さちよさんは、みきさんのことばを聞いてはっとしました。そして、さいしょ「男の子だからたのんだのに。」と言った自分に気がつきました。

みなさんはどう思いますか。

この種の授業は、個に着目することを通じて、「男はこう、女はこう」という性別特性論、すなわち個を無視した決めつけを、子どもたちが乗り越えることを目指している。

この授業も、カマキリなどの虫にさわられるかどうかということを通じて、いわゆる「男らしさ／女らしさ」が一人ひとりの「自分らしさ（その人らしさ）」と必ずしも合致しないことに子どもが気づくように構成されている。小学生くらいの子どものにとって「虫にさわられるかどうか」は理解しやすい論点であり、なおかつ「男の子は虫にさわれるのが当たりまえ」というのは大人も子どもも抱きがちな決めつけであることから、この設例は適切である。また、どの登場人物の発言にも子どもが考える手がかりとなる要素が含まれているのであり、6) で手紙を書くことを通じて、子どもは考えを深めることができるだろう。

この授業については、課題も指摘しておきたい。まず、「みきさんは、生き物をとても大事にしているやさしい人」という記述は、子どもが抱きがちな「女の子＝やさしい人」というステレオタイプを強化する可能性がある。このような「女らしさ」イメージにとらわれている子どもも少なくないであろうから、そういった子どもに虫好きの女の子の存在を受け入れさせるにはこの記述は有効であるかもしれない。

だがそれは、「女の子」の枠組みを少し広げることと引き換えに、みきをその中に取り込んでしまうことを意味する。この授業は「男らしさ」や「女らしさ」という決めつけから子どもを自由にすることを目指しているはずであり、その効果を減殺するおそれがあることには注意が必要である。

次に確認しておきたいのは、道徳的価値観は、押しつけではなく、その子どもが内発的に形成していくべきものだということである。それにもかかわらず、道徳では、先に“あるべき姿”を教師が示して、その後子どもたちにさまざまな事例に即してどのように思うかを考えさせる展開の仕方の授業例が多くみられる。教師が正解とする方向へ誘導していくならば、道徳的価値を真に獲得することはできない

だろう。教師が先に押しつけの教材を提示する授業展開は避けたいところである。あくまでも、子ども自身の気づきを引き出すことに力を注がなければならない。

この授業では、1) で子どもたちが各自の経験を出し合う中で、「男らしさ」ないし「女らしさ」を求められて不快に思った事例が出てくるのが想定される。また、そうでなければ、導入としての役割を十分に果たせないことになる。だが、この導入を通して、「男はこう、女はこう」という決めつけはよくない」という「正解」を読み取る子どももいるだろう。そのような子どもは、道徳的価値観を内発的に形成するのではなく、「正解」に合わせて思考することになりかねない。

だとすると、5) において、登場人物の発言に触れながら既成概念にひそむ「決めつけ」のおかしさについてまとめた上で、「男でしょ。」「女のくせに。」などと言われた経験を子どもに問いかける、という授業構成に変更することが考えられる。こうすることで、子どもたちは、「虫にさわられるかどうか」と同じ根をもつ様々な問題が自分たちのまわりに存在することを理解するだろう。

「正解」に誘導しないという点では、教材文の最後の部分も一考を要する。「さちよさんは、みきさんのことばを聞いてはっとしました。そして、さいしょ「男の子だからたのんだのに。」と言った自分に気がつきました。／みなさんはどう思いますか。」という部分である。

これが提示されることで教師が期待している「正解」が子どもに見えてしまい、子どもは教師の期待に応じて「正解」へと意見を作り上げることになりかねない。この教材文の最後の部分では、さちよにはジェンダー・バイアスがあり、そのことを自ら発見したことになっているが、これを読む子どもたちは自ら発見することにはならないのである。

よって、最後の部分は提示せず、教材文の先を子どもたちに話し合わせる活動を設定したい。そこでは、自分が教材文を読んでどの登場人物に賛成したかあるいは反対したかを、理由を含めて各人で考えさせる。これをクラス全体で共有していく中で、ジェ

ンダー・バイアスがあることで生きづらくなっているということを理解できるようになるだろう。

もう一点つけ加えておきたい。それは、子どもたち一人ひとりの個性を認めることを目指す授業が、他者の個性を認めることのできなかった自分についての反省を求めるといふ、お説教型の授業に陥る危険性である。この授業例では教材文の中の架空の出来事を扱っているのですが、実際のクラスで同じような出来事があった場合には注意が必要である。ジェンダー・バイアスにとらわれている子どもがいたとするならば、ジェンダー・バイアスから自由になる解放感を感じさせたいし、社会のジェンダー・バイアスを他者と協力して解消していくことを、課題として認識させたい。

### (3) 家庭科

家庭科では、家庭の仕事について、また職業観について取り上げている授業案が多い傾向がみられる。まだまだ家庭の仕事は女の仕事であるというジェンダー・バイアスは根強い。子どもたちは家庭の中でさまざまな性別役割分業に出会い、無意識のうちに内面に取り込んでいる。その中で、家庭科の授業は、ジェンダー・バイアスからの解放に重要な役割を果たしうる。

#### ●授業例「家庭の仕事を見つめよう」

授業例「家庭の仕事を見つめよう」<sup>6)</sup>をもとに考えてみよう。この授業では、本時の目標として「家庭には様々な仕事があり、家族が協力して仕事を分担していることが分かる」と「自分の仕事分担状況を見直し、自分にできる仕事は男女の別なく進んで行おうとする態度を育てる」の2点を示している。構成は以下の通りである。1) 「自分の成長と家族のかかわりを調べよう」という課題を子どもたちに提示する。2) 子どもたちは、家族には様々な構成があることを知り、各家族の役割を調べる。このとき、家庭生活を営む上で必要な仕事をカードに記入する。また、調べたことを発表する。3) 家庭での仕事の分担についてわかったことを踏まえて、学級でも男の仕事、女の仕事として考えていることはないか、



子どもたちに話し合わせる。4) 家庭でも社会でも、男女が互いに認め合い、特性や能力を生かした仕事の分担が必要なことに気付く。5) 自分ができる家庭の仕事を見付け、実践方法を考える。

この授業では、2) において、各家族の役割を調べさせている。子どもたちは、毎日目になっている家庭での役割分担をあげることで、家庭では思いがけないほどにたくさんの仕事があることに気付くとともに、家庭の仕事は母親等の女性が主に担っていることが明らかになると予想される。そして3) においては、学級での仕事について自分たちが男女で役割を分けて考えていることはないかと、子どもたちが考えることになる。家庭での性別役割分業の状況を認識した上でのごとなので、子どもたちにとって考えやすく、またそれでいいのかという疑問も生じやすいものと思われる。

2) と3) で扱われる家庭のことで学級のことは、子どもたちにとって身近な日常生活の一端であり、性別役割分業を考えるための格好の素材である。この2) と3) での学習を有効に4) と5) につなげるためには、2) と3) のいずれかにおいて、性別役割分業について子どもたちが疑問を抱き、改めるべきことだと認識する必要がある。

例えば、2) において家事の担い手が女性に偏っていることが確認できた時点で、「なぜ、家事は女性（お母さん）がやっていることが多いのだと思いますか」と問いかけることが考えられる。家庭の仕事の分担を確認する中で、女子の方が男子よりも手伝いを多くしている実態が出てきた場合も同様である。また、子どもの中から「女の子は家事を手伝うよう親から言われるが、男の子は言われない」といった発言があった場合には、「なぜ女の子だけが家事を手伝うように言われると思いますか」という問いかけも可能になる。

これらの問いかけに対して、子どもから「女性の方が家事に向いている」、「男は外で仕事しているから、家事は女の仕事なんじゃないかな」などというジェンダー・バイアスに基づいた意見が出てくることもあるだろう。そのとき、「性別で向き不向きがあると思いますか」あるいは「男の人に家事はでき

ないのでしょうか」などとさらに問いかけることで、子どもたちに考え直す機会を提供できるだろう。子どもたちの中から、「でも、家族みんなで協力することが大切なんだよ」、「お母さんとかお父さんとかの性別じゃなくて、みんなでやればいい」などという意見が出てくることも期待できる。

4) では、「家庭でも社会でも、男女が互いに認め合い、特性や能力を生かした仕事の分担が必要なことに気付く」ことが目指されている。ここで、家庭だけではなく社会でも性別で向き不向きは決まらないということを確認したい。その際に、内閣府や地方自治体が実施している性別役割分業意識にかかわる調査の結果を提示して現在の日本での人々の意識とその変化について知らせた上で、自分はどのように家族として生活していくかを考える機会を設定したい。

なお、「男女が互いに認め合（う）」「特性……を生か（す）」といった文言は、男女二分論・性別特性論に親和的であることに注意が必要である。「男は家庭外での仕事に適性があり、女は家庭内の仕事に適性があるのだから、それぞれの特性を男女が互いに認め合うべきだ」という意味に理解する教員や子どもが出てしまうと、この授業の意味が失われてしまう。「人々が性別にかかわらず互いに認め合う」「性別にかかわらず個人の特性を生かす」といった表現の方が、ジェンダー・バイアスからの解放に適合的である。

#### ●授業例「家庭生活を見つめてみよう」

上記の授業例と共通点をもつほかの授業例「家庭生活を見つめてみよう」<sup>7)</sup>も挙げておきたい。こちらの授業の構成は、以下の通りである。1) 「家庭の仕事の分担についてふりかえり、家族の協力について考えよう」という本時のめあてを知る。2) 自分の家庭生活を見つめる。3) 家事分担を見直す。4) 家事ができる大人になるために、今やるべきことは何かを考える。(以下略)

この授業で特徴的なのは、2) である。まず、ワークシートへの記入、発表がある。ワークシートには17の家事（食事作り、食器洗い（後片付け）、部屋

そうじ、ふろそうじ、トイレそうじ、玄関そうじ、窓<sup>まど</sup>そうじ、ごみ出し、せんたく、せんたく物を取りこむ・たたむ、アイロンがけ、くつ洗い、ぬいもの、買い物、育児（子どもの世話をする）、電球・けい光灯の取りかえ、草むしり・庭木の手入れ）が掲げられ、「下の仕事をする人はだれですか？ おもにする人→◎、時々（週2～3回）する人→○[改行]◎、○をつけてみましょう。そして、◎→3点、○→1点で、合計点も出してみましょう」との指示が示されている。また、「家庭の仕事の分担をふり取りわかったこと・気付いたこと」、「家庭の仕事の分担を見直してみよう」という記入欄もある。

前掲の授業例では家庭の仕事にはどのようなものがあるかを子どもたちが考えることに力が置かれているのに対し、この授業例では家庭の仕事の分担の状況に力が置かれている。そして、分担についてわかったこと・気づいたことを書かせるようになっていく。そのため、こちらの授業の方が、家庭内での性別役割分業をより確実に捉えさせることができるものと考えられる。

2) では、さらに家事分担についての資料を見ることが組み込まれている。資料というのは、①「共働き世帯数の推移」のデータ、②「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方についてのデータ、③「夫婦の生活時間」についてのデータ、④「育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の各国比較」についてのデータである。したがって、これらのデータを参照することによって、家事分担をめぐる社会的状況が理解できるようになっている。もっとも、これらのデータの意味を理解し、社会の重要課題として捉えるという点では、小学生よりは中学生・高校生に適した資料と考えられる。

#### (4) 社会科

社会科の授業内容では、基本的人権の学習の中でジェンダーを取り扱っている授業案が大半を占めている。男女が共に自分らしく暮らせるような社会を目指すために、社会科の果たす役割は大きい。「社会のしくみをよりよいものにしていこう」、「そのために自分には何ができるのか」と考え、主体的に社

会とかかわっていこうとする基礎を養うこと、すなわち公民としての資質・能力（の基礎）を育てることが社会科の役割である。

生きづらいつ感じている人が多い社会の在り方を変えていくことは、重要な課題である。そこで、子どもたちが、どう行動するかを考えて社会を学ぶことが必要である。より具体的にいうと、社会の現状（この場合で言えば女性差別がまだまだなくなっていないこと）を認識すること、そしてその現状の背景を考えること、自分には何ができるのかを考えること、主体的に社会とかかわっていくために、話し合う活動を通して意見を言ったり聞いたりする能力を身につけることが必要であり、これらのことを社会科は重視するべきである。子どもたちが自己決定し、自分らしく生きていくためには、社会の在り方を変えていかなければならない。このような観点から、社会科でジェンダーを学ぶ必要がある。

しかしながら、前述のように、集めることのできた授業例の中に社会科のものは少ない。ここでは、その中から6年生対象の授業例「憲法と私たちのくらし」<sup>8)</sup>を取り上げる。

#### ●授業例「憲法と私たちのくらし」の概要

この授業の構成は、以下の通りである。1)「三従の教え」を提示し、江戸時代の女性の暮らしや生き方を考えさせる。2)戦前まで女性に参政権がなかったことを確かめた上で、日本国憲法第14条を提示し、新しい憲法の下で男女の平等がうたわれていることを確かめる。3)「本当に男女平等の世の中になったのだろうか」という課題を提示する。4)「男子は○○」「女子は○○」などの固定した考え方の存在と社会での女性の活躍の場が広がっていることを知る。5)男性中心の職種、女性中心の職種があることとともに、男女の割合が次第に変化してきている実態があることに気づかせる。「男の仕事」「女の仕事」といった固定した考え方をしていなかったか振り返る。6)男女が共に幸せに暮らすためにはどんな行動が必要かを話し合わせる。

### ●「三従の教え」の扱い方

では、この授業の展開に即して検討を加えることとする。まず1)の段階では「三従の教え」が素材とされている。「三従の教え」は、女性の在り方・生き方を示した儒教の教えのひとつであり、「女性は幼くしては父に従い、結婚したら夫に従い、老いては子ども（息子）に従う」というものである。授業例では、これをもとに「江戸時代の女性の暮らしや生き方を考えさせる」こととされているが、江戸時代の人々の生活実態に踏み込むのでないとするれば、昔はこのような言い方があったと紹介した上で、その内容について率直な感想や意見を出させて学級全体で共有したらよいのではないだろうか。

ここでの授業展開を、より具体的に考えてみよう。「老いては子に従え」という成句は有名であり、知っている子どももいるだろう。だが、その意味や「三従の教え」全体まで知っている子どもはなかなかいないものと思われる。そこで、まず「老いては子に従え」という部分を提示して「どんな意味だと思いますか」などと子どもたち問いかける。そうすると、「年をとったら若い人の意見をきいて行動すべきだ」といった解釈が出てくるだろう。

その上で「三従の教え」全体を示して、これが女性の生き方についてこうあるべきと述べたものであること、そして「老いては」というのは「夫が亡くなったあとは」の意味であることを補足する。このような流れで進めると、子どもたちは、「老いては子に従え」という成句の意味が想像とは違っていたことを意外性をもって理解でき、感想・意見を求めたときに自分の考えを出しやすくなるだろう。「女の人が差別されていると思う」、「女の人ばかり不自由で苦しそう」などの意見が出るのが期待できる。

また、子どもたちが自分のこととして考えることができるような発問をしてはどうだろうか。例えば「もし自分がずっと誰かに従って生きていかなければならなかったら、どうですか」と問うことで、子どもたちは「誰かに従ってばかりなんて奴隷みたいなのは絶対にイヤ」、「自分の思い通りに全然できないのなら逃げ出したいくなる」などと考えることができるだろう。そうすると、子どもたちの思考が2)

につながりやすくなる。

### ●戦前との比較

2)では、戦前には女性の参政権がなかったこと、現在では男女平等を定める日本国憲法の下で男女とも参政権をもっていることを確認することになっている。この場面でも、参政権をより身近な問題として捉えさせ、女性に参政権がなかったことの問題性に気づかせたい。例えば「このクラスの決まりごとを作るときに女子しか参加してはいけません、男子しか参加してはいけませんというルールがつくられたらどう思いますか」と問いかけるならば、子どもからはやはり「なんで女子だけで決めるの」、「男子だけなんておかしい」などといった意見が出てくることが予想される。

こうして、女性に参政権がなかったこと、すなわち性別が理由となって社会の意思決定の場から排除されていたことの理不尽さについて、共通認識が形成される。そこで憲法14条を示して、戦後は憲法でも男女平等が定められ、今のように女性も選挙で立候補したり投票したりできるようになったのだということを知らせるならば、同条の規定する「法の下での平等」の意義が理解しやすいだろう。

### ●憲法と社会の現状

さて、3)では「本当に男女平等の世の中になったのだろうか」という学習課題を提示する。この課題は、「法の下での平等」と「世の中」の現状の間に乖離があることを、したがって男女平等の実現は依然として日本社会の課題であり続けていることを踏まえて設定されたものと理解できる。「法の下での平等」と「事実として不平等」は併存状態にある。憲法が「法の下での平等」を定めたからといって、自動的に格差が消滅するわけではない。憲法は、主権者国民が「不断的努力」(12条)によって達成すべき課題を提示しているのである。

だとすると、憲法が男女平等を規定していることを子どもたちに示したその次に、「では、今の日本は本当に男女平等になっているのでしょうか」と問いかけてみるのが考えられる。さまざまな対策が

とられてきてはいるものの、実際の社会では男女間に大きな格差が残っていて、男女平等が未だ達成されていないことはわれわれには周知の事実である。だが、まだ十分に社会のジェンダー格差を感じていない子どもたちからは、「平等になっている」との回答が出てくるだろう。一方で、「不平等なところもある」という意見も出されるかもしれない。このようにして子どもたちの現状認識を確認し、それを受けて、「では、今の社会は男女平等になっているのかどうか、学習しましょう」と学習課題を提示することが適切である。

### ● 固定的性別役割分担意識

4) と 5) は、課題追究の学習段階である。4) では固定的性別役割分担意識と社会での女性の活躍を取り上げ、5) では性別職務分離とその変化を取り上げることとされている。だが、それらを子どもたちに示す資料としては、この授業案では、就業している保健師・看護師・准看護師の男女別人数・比率とその推移しか挙げられていない。なお、参考までに示すと、この授業例の資料は2004年までのデータであり、2004年の時点での就業している看護師の男女比は男4.2%、女95.8%であるが、現時点で参照しうる最新のものである2016年のデータでは男7.3%、女92.6%となっている<sup>9)</sup>。

固定的性別役割分担意識を示すデータとしては、内閣府や地方自治体による世論調査の結果がある。例えば、内閣府による「男女共同参画社会に関する世論調査」(2016年9月実施)では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について「賛成」40.6%、「反対」54.3%であり、男性の方が「賛成」者の割合が高く(44.7%)、女性の方が「反対」者の割合が高い(58.5%)ということがわかる。例えばこのデータを子どもたちに示して、なぜ女性の方が「反対」が多いのかを考えることで、固定的性別役割分担が男性よりも女性に対して不利益をもたらしていることが推測できるだろう。

意識を扱う際には、「意識が差別を生み出しているから、差別をなくすために意識を改めよう」という方向に授業が進まないよう注意が必要である。な

ぜならば、意識は社会の実態とその実態を支えている社会のしくみに大きく影響されるのであり、「意識を改めよう」という精神論では問題は解決しないからである。例えば、子どもの場合、自分の家庭の実態が「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という状況であれば、考えが「賛成」に誘導されがちになるだろう。ここで意識を批判して事足りれりとしてしまうと、社会のしくみが免罪されてしまう。

むしろ、固定的性別役割分担意識を取り上げる際には、上で紹介した家庭科の授業例のように、子どもたちに各自の家庭での状況を思い起こさせて、分担が偏りがちな実態(もちろん、偏っていない家庭もあるだろうが)に着目させたい。また、なぜ家庭での仕事の分担が偏りがちなのかを考えさせることも有効だろう。なお、子どもたちにとって身近な素材から「[男子は○○][女子は○○]」などの固定した考え方の存在<sup>10)</sup>について考えるためには、家庭のほかに、テレビのCMやアニメ・コミック(例えば「サザエさん」、「ドラえもん」、「ONE PIECE」など)から例を探してみるよう子どもたちに促すことも考えられる<sup>10)</sup>。

子どもたちに身近な事柄の中から様々な場面で男女の役割が分けられている現状をみていくと、子どもたちの中から「これでいいのかな?」と疑問が芽生えてくるのではないだろうか。あるいは、特に女子の中には、もともと「おかしい」と思っていた子どもや、もやもやした違和感を抱いていて授業を通してそれが明確化してくる子どももいるだろう。

子どもたちに、自分の周囲のことに疑問を持たせることは大切である。なぜならば自分が「おかしい」と感じていることは、自分だけに起きていることではなく社会全体の問題なのだ、ということに気づく出発点となるからである。この過程を経ると、当たり前のように行われているジェンダーによる決めつけに疑問がもてるだろう。

こうして疑問が生じたならば、子どもたちに固定的な性別役割分担について考える準備ができたことになる。ここで、「いろいろな場面で男女の役割が分けられていることがわかりました。では、これは男の役割でこれは女の役割だと、決める必要はある



のでしょうか」と問いかけてみたい。授業で出てきた具体例に触れながら、例えば「料理をすることは女の人の仕事と決める必要はあるでしょうか」、「会社の社長は男の人の仕事と決める必要はあるでしょうか」と問いかけるならば、その必要がないことに気づきやすいだろう。

子どもには、各個人は性別にかかわらず多様な可能性をもっているのであって、「男は仕事、女は家庭」というように自らの将来を限定してしまう必要はないということを理解させたい。そして、平等を妨げる社会のしくみを変えることが必要で、そのことを通じて自分を含む各個人が自由に生きられることをも理解させたい。こうすることで、子どもたちが社会の現状に目を向け、主権者として自分はどう行動していったらよいかを学び考えていくことができるようになる。それでこそ「公民としての資質・能力の基礎を育成する」べき社会科の授業の役割を果たせるだろう。

### ●性別職務分離

さて、性別職務分離については、看護師等の男女比のデータを示すことによって、女性に偏っている職種があることとその偏りが徐々に緩和されてきていることを示すことができる。ただし、看護師等は、女性の比率が高いながらも男性の職場進出が進んできている例である。そのような職種だけに留めず、男性の比率が高い職種を取り上げてなぜそうなっているかを考えることが適切である。例えば、看護師と対比するためには、医師の男女比（2016年現在で男78.9%、女21.1%）<sup>11)</sup>を取り上げることが考えられる。また、格差の現状を知るためには、管理職の男女比を示すことも有用である。

このような実態を確認した上で、「看護師は女の人向けの仕事だと思いますか」、「医者（社長）は男の人向けの仕事だと思いますか」と、その根拠と合わせて子どもたちに問いかけてみたい。この問に対しては、「何となくそう思う」という答はあるとしても、確かな根拠をもって「そう思う」という答えが出てくることは考えにくい。子どもたちの意見を拾い上げて整理することを通して、「仕事に男の人

向き・女の人向きということはなさそうだ」ということを確認し、共通認識とすることができるだろう。

この授業例では、「女性の社会での活躍の場が広がっていること」や「男女の割合が次第に変化してきている実態」に気づかせることを目指している。ここでは、もうひとつ視点を増やして子どもに問いかけたい。課題把握の段階で確認したように憲法は70年も前から男女平等を定めているのに、なぜ今なお「広がっている」状況なのか、という視点である。つまり、狭いからこそ「広がっている（広がりつつある）」のであり、憲法の定めと異なり女性の活躍の場が男性と同じ広がりをもっていない理由はどこにあるのか、ということである。

子どもはこの発問によって「確かに勉強したのは性別にかかわらず平等ということなのに、そうっていないのはなぜだろう、おかしいな」と理由を知りたいと感じるはずである。ただ単に女性の活躍が広がっていることを気づかせるにとどまるのではなく、このひとつの事実から子どもの問題意識をもっと広げていきたい。

また、「男女の割合が次第に変化してきている実態」についても、それを示すだけでなく、なぜ大きな男女差が生じたのか、その差がなぜ変化（縮小）してきたのかを考える活動が必要である。男女間の格差という社会の実態があって、それがなぜこのように変化したのかを考えることで、先人たちの営みや人々の努力によって社会は変わってきた、主権者が自分たちで社会を変えてきたということがわかるきっかけとなるのではないだろうか。

### ●社会のしくみを見つめる視点

上述のことは、6)の「男女が共に幸せに暮らすためにはどんな行動が必要か」を話し合わせるための基盤となる。すなわち、先人たちに学びながら、自分たちがよりよい社会の形成者として主体的に社会とどのように関わっていけばよいのかを考えることができるようになるのである。

もっとも、社会のしくみを自分たちで変えていくということは、子どもたちには想像しづらい面がある。そこで、身近な素材をもとに考えさせたい。自



分たちの学級ではどのようなジェンダー・ギャップがあるかということを示し、それを解決していくにはどうしたらよいか、どんな考え方が必要なのかを考えることが有効だろう。

なお、その際には、「どんな行動が必要か」という問に対して、子どもたちは「他者に対する自分の見方・言動を反省し改める」というようなことを「模範解答」として想定する可能性があることに留意したい。もちろん、他の子どもに対して「男子はこうあるべき」「女子はこうあるべき」という決めつけをすべきでないのはその通りだが、それを得心していない子どもでも「模範解答」は言えてしまう。それでは意味がない。

では、どうするか。この決めつけは、他者のあり方を否定する言動に結びつきやすいと同時に、自分自身の行動をも制約しているはずである。それゆえ、この決めつけをやめることは、自らを束縛から解放することをも意味する。自分自身について、「男だから」または「女だから」と縛られずにもっと自由に生きていい、と気づいた子どもは、もはや他者について、「男なのに」「女なのに」と不満を感じることはなくなっているだろう。そうすれば、他者と協働して社会を変えていく方向に目が向くものと思われる。

したがって、授業の展開の中で、一人ひとりの子どもが自己の囚われから脱することを目指すことが肝要である。教師は、子どもに対して、「他の人にそういうことを言うてはいけない」と説教するよりも、「自分自身について、そのように決めつけなくてもいい」と助言するという視点に立って、授業を行うべきだろう。

この授業案の最後には「一人一人の願いが生かされる社会になるには、憲法の考えを大切にして男女が平等な社会を目指す必要がある」という記述がある。これは、この時間の最後に板書する「まとめ」の案だろう。「一人一人の願いが生かされる社会」とは、「男はこう、女はこう」といった決めつけに基づいた障害（バリア）が除去され、各人が自分らしく生きられる社会である。そして、憲法の考える男女平等とは、性別にかかわらず自分の生き方

（日々の生活の送り方、進路など）を自由に決められることである。このような理解に到達することが、男女平等を考える社会科の授業の目的とされるべきである。

## 2 社会科授業の実践

ここまでの検討から、子どもをジェンダーから解き放つための社会科での授業実践が少ないことがわかった。

はじめに述べたように、学習指導要領では、小学校社会科と中学校社会科のいずれにおいても「公民としての資質・能力の基礎を……育成することを目指す」ことを社会科の究極の目標としている。小学校段階から公民としての資質・能力の基礎の育成が求められているのである。公民としての資質・能力は、いまある社会をよりよいものへ作り直していくことに参画することのできる態度や能力である。そして子どもたちは未来の社会の担い手である。そこで社会科では、単に過去や現在の社会について認識させることにとどまらず、社会認識を基盤にし、自分なりの意思決定をし、どのように自分が行動できるようになるかを資質として身につけることが重要である。

それゆえ本稿の目的は、公民としての資質・能力の育成を目指している社会科と深く関わっている。ジェンダーは社会の構造に組み込まれているのであり、社会科でこそジェンダーについて取り扱う必要がある。子どもたちが社会ではどのようなジェンダー格差があるのかを認識すること、当たり前だと思っていることに疑問を持つことから始めたい。

よってここでは、ジェンダーに敏感な視点を獲得するための授業として、小学校6年生が国民の権利と義務を学ぶ単元中の1時間を想定して筆者らが構築した授業案を提示する。また、この授業案を用いて2013年にA小学校において筆者（関）が行った授業実践の報告も行う。

### (1) 学習指導要領における人権学習の位置づけ

小学校学習指導要領の社会科・第6学年の記述を

みると、「2 内容」において身につけるべき知識として示されている中に「日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること」がある。ここでは、「国民としての権利」は憲法の定める「国民生活の基本」(のひとつ)という位置づけを与えられている。そして、「3 内容の取扱い」においては、「[国民としての権利及び義務]については、参政権、納税の義務などを取り上げること」と記されている。

この点について学習指導要領解説をみると、「[国民としての権利及び義務]についての指導に当たっては、日本国憲法に定められた国民としての権利及び義務について、国民生活の安定と向上を図るために政治が大切な働きをしているという観点から、具体的な事例を取り上げるようにすることが大切である。国民の権利については、例えば、参政権を取り上げ、選挙権など、政治に参加する権利が国民に保障されていることを理解できるようにする必要がある。国民の義務については、例えば、納税の義務を取り上げ、税金が国民生活の向上と安定に使われていることを理解できるようにする必要がある」と説明されている<sup>12)</sup>。

この解説からは、政治と国民との関係が重視され、政治過程に係る権利であるがゆえに参政権が重視されていることが伺われる。人権が、誰もが自分らしく生きていけることを保障する、という観点は希薄である。

参政権も、確かに社会の担い手となるには学ぶべき重要なことである。だが、国民の権利は参政権だけではない。現在採択されている社会科の教科書でも、参政権以外の多様な権利が記されている。子どもが自分らしく生きていくことのできるように、個人が個人として尊重されて生きていくことのできるように働きかけることとして人権の教育を考えたときに、参政権だけを重点的に教えるということでは不十分なのではないか。そこで筆者らは、子どもたちが自分らしく生きていくことができるように働きかけられる授業として、男女平等と職業選択の自由を取り上げた授業例を構築した(指導案中の本時の展開の部分を次頁に示す)。

## (2) 本授業の概要

今の日本社会では、性別特性論が広く受け入れられている、両立支援が不十分などの理由により、男女の構成比が大きく異なる職業が少なくない。子どもたちも、そのような社会の中で生活しているので、職業によって男女の偏りがあることに疑問を持ちにくく、職業によって男女で向き不向きがあると(漠然と)思っていることが多いだろう。

しかしながら、そのような発想にとらわれてしまうと、自分自身の将来の職業を思い描くときに、する必要のない限定をしてしまいがちである。特に女子は、ロールモデルが少ないこともあって、本来は幅広く広がっているはずの進路を十分に思い描くことができにくい。そこで、性別に関わりなく自分の進む道を自分で決めていいのだと子どもたちが理解することが重要である。本授業は、そのことを目指している。

本授業では、まず本時のめあてを提示し、その上で、子どもたちの中にも存在しうる思い込みを浮かび上がらせる。そのための手立てとして、以下の「息子よ息子」というストーリーを用いる<sup>13)</sup>。

路上で交通事故がありました。  
大型トラックに、  
男性と男性の息子がはねられました。  
父は、即死です。  
息子は病院に運び込まれました。  
病院の医者がその子を見て、  
「息子！私の息子！」と叫びました。

この文章を読んだ多くの人(子どもだけでなく大人も)は混乱する。父親が即死しているのに、息子を見た医者が「私の息子！」と叫ぶから、「死んだはずの父親が、なぜ医者として息子を見ているのか」と混乱する。この混乱を引き起こしているのは、文章を読む者の「医者は男性」という先入観である。多くの方は、「病院の医者が」という一節をみて、男性医師の姿を思い浮かべてしまう。だが、当然のことながら医師には男性も女性もいる。「病院の医者が」という記述から男性医師・女性医師双方の可

## 指導案 小学校6年 社会「私たちのくらしと日本国憲法 ～職業を選ぶ自由と男女平等」

学習活動と子どもの意識	指導上の留意点	時間
<p>1 <u>前時までの学習を振り返り、本時のめあてをつかむ。</u> 前の時間には、憲法の中の基本的人権についてまとめたな。／基本的人権にはさまざまな権利があったな。／今日は、今まで学んだ基本的人権のなかの職業を選ぶ自由について学習するのだな。</p>	<p>○前の時間までに、基本的人権について学んできたことを想起するよう促し、学習内容を確認できるようにする。 ○本時のめあて「職業のことから、一人ひとりが幸せに生活するために、どのようなことが大切かを考えて話し合おう」を提示し、学習への見通しをもてるようにする。</p>	5分
<p>2 『ストーリー「息子よ息子」』の理解に取り組み、<u>思い込みや限定されたものの見方をしてしまうことがあることに気付く。</u> お父さんは死んでしまったのに、なぜ医者は叫べたのかな。／医者はお母さんだよ。／医者は男の人がなる仕事かと思っていたけれど、女の人でもおかしくないな。</p>	<p>○黒板に「息子よ息子」のストーリーを掲示し、子どもたちがいっしょに読めるようにする。 ○ストーリーの内容が理解できた子どもに、内容を発表するよう促し、学級全体でストーリーを共有できるようにする。 ○ストーリーの内容が理解できていなかった子どもに、考えたことを発表するよう促し、思い込みにとらわれている場合もあることを学級全体で捉えられるようにする。</p>	10分
<p>3 <u>資料を読み取り、社会の様子について知る。</u> 医者には男女で大きな差があるな。男の人が多いな。／看護師は女の人が多いな。男の人は5.6%しかいない。／保育士やバスの運転手にも差があるのか。／職業によって差がでるのは、なんだかおかしい。</p>	<p>○医者の男女就業人数比率の資料（円グラフ）を提示し、男女で比率が大きく違うことを視覚的に捉えられるようにする。 ○看護師についても同様の資料を提示することで、男女で比率が大きく違うことを視覚的に捉えられるようにする。 ○保育士とバスの運転手でも男女就業人数比率が違うことを資料で提示し、様々な職業で男女の偏りがあることを捉えられるようにする。</p>	5分
<p>4 <u>今の社会の様子について、話し合う。</u> (ワークシートに各自の考えを記入→話し合い) 男の人が看護師になってもいいと思う。／女の運転手さんのバスに乗ったことがある。／こんな社会ではよくないと思う。／自分のやりたい職業を選びたい。／自分で選ぶ権利があると思う。基本的人権で、私たちには決めることができるのだから。</p>	<p>○資料から読み取ったことを学級全体で確認するとともに、社会の様子について男女で向いている職業に差があるのかを問いかけることで、自分なりの考えをもてるようにする。 ○なかなか自分の考えがもてない場合には、いっしょに資料からわかることを確認したり、どのように思ったかを問いかけたりして、自分なりの考えをもてるようにする。 ○男女雇用機会均等法と男女共同参画社会基本法の内容に触れ、憲法の他にも自分らしく生きていくことができるようにするための法律があることを捉えられるようにする。</p>	15分
<p>5 <u>本時のまとめをする。</u> (ワークシートに各自の考えを記入→発表) 人権って大切だなと思った。／男か女かに関係なく、職業を自分で決めていいのだとわかった。／自分が本当になりたい職業を選ぼうと思った。／私たちの権利は平等に保障されていると思った。</p>	<p>○授業をしてみて思ったこと、考えたことを問いかけ、自分なりの考えをもてるようにする。 ○考えを発表するよう促し、それぞれの考えを学級全体に問いかけ、そのよさを認めることで、自分の考えの広がりを実感できるようにする。</p>	10分

能性を思い浮かべる人であれば、その医者は運び込まれた負傷者の母親であると理解できる。

この文章を読んだ教室の子どもたちの多くは、理解に苦しむだろう。だが、どうしてこうなのだろうと考えるうちに医者が母親であることに気づく子どもが出てくるのが予想される。もしかしたら、は

じめから女性医師の可能性を思い浮かべていて、このストーリーを問題なく理解できる子どももいるかもしれない。

子どもたちが文章を読んだ後に少し考える時間をおき、まず、ストーリーを理解した子どもに発言してもらおうことで、学級で理解を共有する。そして、

自力では理解できなかった子どもになぜ理解できなかったのかを説明してもらうことで、「医者＝男性」という思い込みを多くの方が持ちやすいこと、そして現実には男性の医者も女性の医者もいるということについて、共通認識がもてるのである。

その上で、「医者＝男性」という思い込みを支えている現実を提示する。医師の男女比の現状を表すデータである。また、医師以外の職業で男女の偏りが顕著なものとして、看護師、保育士、バス運転士の男女比も示す。こうして現状を認識する。

次に、「資料をもとに知った社会のことについて、どう思いますか」と子どもたちに問いかける。ただし、この問は少々抽象的なので、「男女で向いている職業に違いがあると思いますか」と尋ねた方が答えやすいだろう。前述のように、「医者＝男の人向けの仕事だと思いますか」、「看護師＝女の人向けの仕事だと思いますか」とより具体的に問いかけることも考えられる。これらの問についての自分の考えをワークシートに記入させ、それに基づいて話し合いを行う。子どもたちが考えを出し合う中で、性別によって職業に偏りがあることのおかしさについて、共通認識が形成されるだろう。

そして、最後に「まとめ」として、「一人ひとりが幸せに生活するために、どのようなことが大切か、今日の授業をふり返って思ったこと考えたことを書きましよう」と、授業全体を通して形成した各自の考えをワークシートに記入させる。子どもたちが記入できたところで、自分の考えを発表するよう促し、何人かの意見を聴く。それらの意見を受け止め学級全体で共有することで、一人ひとりの認識が深まることが期待できる。

### (3) 授業実践のふり返り

授業の中で子どもたちは、ワークシートに2回自分の考えを書いている。以下では、ワークシートの記載内容を主な手がかりとして、授業をふり返ることとしたい。なお、この学級の子どもの人数は36人で、うち男子19人、女子17人だった。

### ●性別職務分離のある社会をどう考えるか

ワークシートの第1項目は、医師・看護師・保育士・バス運転士での性別職務分離の現状をみた時点での「資料をもとに知った社会のことについて、どう思いますか」という問に対する考えである。子どもたちの記述内容を整理すると、男女は平等だから自由に職業に就けないのはおかしいという意見が32人（男子15人、女子17人）、男女で職業が分かれていてもよいという意見が4人（いずれも男子）である。

まず、現状に批判的な意見を、いくつか紹介する。

- ①別に男性が看護師になっても大丈夫。女性が医者になっても大丈夫。それは全部憲法の柱の基本的人権の尊重で守られているから、自分がなりたい仕事についてもいい。平等権もあるから。(女子)
  - ②医者や運転手など、看護師や保育士などでは男女で割合にかたよりのある。しかし、そのように男性の仕事、女性の仕事というのは思いこみなのだと思う。どの職業もだれでもなれなければおかしいと思う。(男子)
  - ③男性だから、女性だから、とって職業選択はばがせまくなるのもおかしいし、それは男女差別と同じではないかと思う。(女子)
  - ④憲法で職業の選択の自由が認められているから、自分の就きたい職業につけばいいと思う。(男子)
- ①と②は、性別職務分離が生じている典型的な職種であっても、そのように限定する必然性がないことを指摘している。さらに③は、現状が性別による自由の制約であって差別にあたりと指摘している。

また、この項目の記述で目立つ言い回しとして、①と④などに見られる「○○して(も)いい」という文末表現がある。このふたりを含め、36人中の14人が同様の表現をしている。

なお、④のような形で憲法に触れている意見も3名が書いていたが、文字通り「憲法で認められているから」と考えているのか、それとも「憲法で認められているくらい大事なことから」と考えているのかが気がかりである。おそらく両者の区別がついていないのだろうが、仮に前者だとすれば、論理的には、もしも憲法で認められていなければ現状で仕



方ないということになる。だが、人権は人間が生きていく上で大切なことだから憲法が保障しているものであり、そのことが理解できるようにしたい。

一方、現状に肯定的な意見はこうである。

- ⑤さまざまな仕事があるが、男の人のほうができる、女の人のほうがやりやすいような仕事もある。
- ⑥女性は子どもとせしよくする仕事で男性は力仕事がいい。
- ⑤と⑥は、どちらも性別特性論の影響を受けていることがわかる。

### ●各人が幸せに生活するために大切なこと

ワークシートの第2項目は、「一人ひとりが幸せに生活するために、どのようなことが大切か、今日の授業をふり返って思ったこと考えたことを書きましょう」というものである。代表的な意見をいくつか挙げてみよう。

- ⑦自分に権利があることを忘れずに社会の意見に流されずに自分のつきたい仕事を自由に選ぶことが大切だと思う。(男子)
- ⑧自分でやりたいと思う職業を決めて男女に関係なく働けることが一人ひとりが幸せに生活するための大切なことだと思った。自分が職業を考えるとみんなが平等で、やりたい仕事を決められるということをしっかり考えて選びたいと思った。(女子)
- ⑨すべての人間が平等権などの権利をもっているのだからすべての人間が好きな職業で働くことができる。さらにそれに関わる法律がつけられたことによって安心して一人一人が幸せに働けることができる。だから、もっと自分のもっている権利を大切にしよう。(男子)
- ⑩自分がやりたいことは、自分で決めたり、だれでも平等に仕事をしたり生活することが大切だと思う。男女が平等に働けることが大切だと思う。自分らしく社会とかかわっていく。(男子)
- ⑪自分が好きな職業につけないのはおかしいと思う。看護師や保育士など女性になる仕事という考えをなくし、まわりの環境を変えることが大切だと思った。(女子)

ここでは、⑦の「自分のつきたい仕事を自由に選ぶことが大切」という言い方に見られる権利を行使するという観点は⑧⑨⑩に共通するものであって、この観点からの意見を36人中の23人が書いていることに注目したい。第1項目では、「〇〇して(も)いい」という権利をもっている状態を表す言い方を多くの子どもがしていた。もっている権利を使うか使わないかは、権利主体の自由であるので、当然といえば当然の表現である。これに対し第2項目では、権利行使を推奨する意見が多くの子どもから示されている。

この違いは、両項目の課題の違いに起因するものと考えられる。第1項目の課題は性別職務分離という社会の現状をどう捉えるかであり、「そのような分離は必要ない」、「女性が医師になってもいい」という受け止め方をするようになる。その一方で、第2項目の課題は「一人ひとりが幸せに生活するために、どのようなことが大切か」という問であり、答は必然的に「〇〇することが大切(必要)」、「〇〇すればいい」という権利行使を促す形になる。

とはいえ、ふたつの課題に対する子どもたちの答え方の違いは、子どもたちの考えが深化したことの現れともいえる。現状を変えるためにはどうすべきかを考える中で、「権利をもっているだけでは足りず、行使することが必要だ」と子どもたちは気づいたのである。本授業において、「社会の現状とその問題点を把握する」→「その上で、どう社会を変革するべきかを考える」という授業展開の有効性が確認できたとと言えるだろう。

人権についての教育は、「他者の人権を侵害してはならない」という「お説教型」に陥りやすい。もちろん「他者の人権を侵害してはならない」ことはその通りだが、そのような心がけレベルの対応では社会のしくみを変えることはできない。だからこそ、人権行使の必要性を学習者が認識できる教育が必要なのである。

なお、⑩を書いたのは⑤の子どもであり、ここでも認識の深化が見てとれる。⑤では男向きの仕事や女向きの仕事があるという考え方だったが、⑩では「自分らしく」という視点が前面に出てきているの



である。

さて、⑦の「社会の意見に流されずに」という言い方にも注目したい。「まわりの人に流されず」など、8人がこれと同様の言い方をしている。ひとつめの課題についても3人がこういった言い回しを用いていたが、その数が大きく増加している。この言い方が示しているのは主体性の確立であり、このような言い方をした子どもたちは、主体性をもって権利行使することを重視していることがわかる。そして「まわり（の意見）」という言葉の意味は、男だからこういう仕事に向いている、女だからこういう仕事に向いているといった社会でつくられたジェンダーのことを指している。このことからわかるのは、子どもたちがジェンダーにとらわれずに自分の好きな仕事を選ぶことが大切だと考えるようになっている、ということである。

ただし、権利行使の阻害要因は「まわりの人意見」だけではない。例えば管理職に女性が少ないのは、「管理職は男の仕事」という偏見だけではなく、固定的な性別役割分担のもとで家事・育児・介護を担わされがちな女性は長時間労働を通じて業績を上げることができにくい、という構造的な問題が大きく影響している。また、同じく固定的な性別役割分担のもとで一家の生計を支える役目を負わされがちな男性は、低賃金の職種にはつこうとしない傾向がある（あるいは、女性が集中する職種は、夫に養ってもらえばいいという使用者の発想のもと、低賃金に押しとどめられがちである）。このような状況があるので、社会のしくみに目を向けることが必要である。

この点で注目に値するのが、⑩の「まわりの環境を変えることが大切だ」という視点である。社会科の授業でこの視点を引き出したことは、大きな成果といえるだろう。

事後アンケートの結果では、周りの人から「男らしくしなさい」、「女らしくしなさい」と言われたことのある児童が36人中22人いた。そのうち女子は13人、男子は9人だった。また、導入で使用した「息子よ息子」のストーリー内容がわからなかったと答えた子どもは36人中21人だった。このことから、

子どもたちの中に少なからずジェンダー意識はあったと考えられる。

上記の考察でみてきたように、子どもたちがジェンダーの意識から解放され、男らしく／女らしくではなく、自分らしく生きていくことを考えられるようになったという点で、この授業は意味があったと評価できる。

## おわりに

ここまで述べてきたように、子どもたち一人ひとりが「男はこう、女はこう」という決めつけから解放され、自分らしく生きていけるようにするためには、ジェンダーについての学習が必要である。特に社会科は、人権主体として権利を行使し、主権者として社会をつくっていく「公民としての資質・能力」の基礎を育成する重要な教科であり、ジェンダーについての学習においても果たすべき役割は大きい。別の言い方をすれば、人権主体であり主権者である各個人が、性別に関わりなく自由に生きていける社会をつくるために、社会科においてジェンダーという課題に取り組むべきである。

本稿で提示した筆者らによる授業案では、職業についてのジェンダー・バイアスが、子どもか大人かを問わず多くの人に浸透してしまっている現状に働きかけるべく、人権の一つとしての職業選択の自由が男女とも保障されるにはどうすべきか考えることをねらいとしている。

固定的な性別役割分担は、「男は仕事、女は家庭」というものである。それゆえ、仕事の問題と家庭の問題は、ジェンダーを考える際の重要な要素である。今回は仕事の問題を取り上げた授業を構築・提案したので、家庭の問題をジェンダーに敏感な視点から取り上げる社会科の授業の構築が今後の課題である。さしあたり、本稿の1(3)で取り上げた家庭科の授業を社会科の授業に組み替えることが考えられるが、他のアプローチも検討してみたい。

本稿では、ジェンダーの問題を社会のしくみの問題として子どもが捉えられるようにすることを重視してきたが、問題の背景にどのような社会のしくみ

があり、どう変えていく必要があるのかについては、小学生の学習内容とするには困難があると予想される。この点について小学生にどのような学習が可能かを検討すること、中学生・高校生であればどのような学習が可能になるかを検討することも今後の課題としたい。

#### 注

- 1) 岡山市教育委員会『小学校男女平等教育指導の手引』（2013年）44頁。
- 2) 鹿児島県教育庁人権同和教育課『仲間づくり《男女平等教育編》』（2009年）11頁。
- 3) 松下佳弘「小学校における人権学習の展開に向けてⅡ－男女平等についての学習プログラムと教科・領域における人権学習の内容－」京都市立永松記念教育研究センター研究紀要（2002年）所収。
- 4) 兵庫県教育委員会人権教育課『男女共同参画社会の実現をめざす教育の実践に向けて』（2007年）34頁。この授業例は対象が中学生だが小学校高学年での実施も可能と考え、ここで取り上げることにする。
- 5) 前掲注2）18頁。
- 6) 札幌市教育委員会「指導資料男女平等教育〈改訂版〉」（2007年）33頁。
- 7) 福島県生活環境部人権男女共生課「次代の親づくり推進啓発プロジェクト 教師用指導ポイント集～男女共同参画社会の形成に向けて～ 小学校版」（2009年）3頁。
- 8) 前掲注6）26頁。
- 9) 厚生労働省が隔年で公表している「衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」の中で、「就業保健師等の年次推移」として示されている。
- 10) ジェンダー・バイアスのあるCMやアニメの動画があれば、授業の導入に際して視聴することも考えられる。特にCMは短時間で見ることができるので、授業内で視聴することに適している。
- 11) 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査の概況」（2016年）。
- 12) 本文では2017年告示の小学校学習指導要領から一部を引用したが、この部分は2008年告示の学習指導要領と同一である。また、学習指導要領解説からの引用部分（2017年版）も、従来のものと若干の字句の違いはあるが趣旨は同じである。
- 13) グラハム・バイク、ディヴィッド・セルビー（共著）、中川喜代子（監）、阿久澤麻理子（訳）『地球市民を育む学習』（明石書店、1997年）77頁。ただし、同書の訳文は日本語としては不自然さが感じられたので、子どもに伝わりやすいよう一部改変した。